

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県	...
3. 市区町村名	函南町	...
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	67-1	...
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kannami.shizuoka.jp/kurashi/mynumber/index.html	

執行機関名 函南町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	函南町重度障害者(児)医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		函南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年函南町条例第26号)別表 第1の項 函南町重度障害者(児)医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第1条	函南町重度障害者(児)医療費助成要綱(平成16年9月1日函南町告示第79号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に <u>重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、函南町が <u>重度障害者(児)</u> の医療費を助成することにより、当該障害者の自己負担の軽減を図るとともに、その療育を推進して <u>福祉の増進に寄与すること</u> を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		函南町重度障害者(児)医療費助成要綱(平成16年9月1日函南町告示第79号)
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	函南町重度障害者(児)医療費助成要綱(平成16年9月1日函南町告示第79号)第11条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児扶養手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	医療費の一部助成に係る認定の審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	函南町重度障害者(児)医療費助成要綱(平成16年9月1日函南町告示第79号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	医療費助成の申請を行う受給資格者及びこの者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二省令 38 条 項 1 号 ロ	函南町重度障害者(児)医療費助成要綱(平成16年9月1日函南町告示第79号)第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	医療費助成の申請を行う受給資格者及びこの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--